

# 高齢者や障がい者を守り・支える

があります。

**手続きの問い合わせ先**

**任意後見制度について**

○ 成田公証役場(☎22・10035)

**法定後見制度について**

○ 親族が申し立てを行う場合

○ 千葉家庭裁判所佐倉支部(☎0

43・484・1243)

○ 申し立てを行う親族がない場合

○ 認知症などの症状がある高齢者

…高齢者福祉課(☎20・153

7)

○ 知的障がい・精神障がいにより

判断能力が十分でない人…障

がい者福祉課(☎20・1539)

※くわしくは**高齢者福祉課**へ。

家族が認知症や寝たきり、障がいなどにより、契約や財産管理ができなくなってしまうかどうか。今回は、高齢者や障がいのある人を保護する成年後見制度について紹介します。

## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

また、不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでし

まうなどの被害に遭う恐れもあります。

このような人を保護するために本人の支援者や家庭裁判所が選任した人などが後見人となり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

### 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」どのような支援をしようか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。契約は成田公証役場で行うことができます。

### 法定後見制度

家庭裁判所に選任された後見人などが本人を支援する制度です。判断能力の程度や本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つ

に分けられます。

本人のためにどのような保護・支援が必要となるかを判断して選任するため、本人の親族のほか、法律・福祉の専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士など)が選ばれる場合があります。

手続きをするためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てを行う必要があります。申し立てを行う親族がいない人は、市が支援できます。

### 後見人などの役割

後見人などは本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら保護・支援します。しかし、後見人などが行えるのは、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られます。食事の世話や実際の介護などは職務にはなりません。また、後見人などは、行った事

## 知っていますか 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が高齢者・障がい者と契約し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などの支援を行うものです。

**対象**=市内在住の高齢者・障がい者で福祉サービスの利用手続きや金銭管理などに不安のある人

### 支援内容

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きなど
- 預貯金の出し入れ、公共料金や医療費の支払いなどの財産管理
- 預貯金通帳・銀行印・実印の管理などの財産保全

**年会費**=年3,600円(財産保全は別途3,000円)

**利用料**=1時間1,000円(交通費は別途)

※くわしくは**社会福祉協議会(☎27-7755)**へ。

